

広島県告示第六百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和四年八月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウォンツアクロスプラザ 三原薬局	三原市円一町一丁目一番二号二	令和四年八月一日
宮崎歯科クリニック	庄原市西城町大佐七四八番二号	令和四年六月一四日
メロディ薬局	東広島市高屋町檜山四四九番六号	令和四年七月一日
南海田病院	安芸郡海田町栄町二番四二号	令和四年六月一日
訪問看護ステーションコスモス	安芸郡坂町小屋浦三丁目四番九号	令和四年六月一日